

市政NEWS

市役所からのお知らせ

台風21号の被災者のかたへ

被災者生活再建緊急支援事業の申請期限が迫っています

昨年の9月29日に襲来した台風21号で災害救助法が適用された旧西条市・小松町のかたには、次の支援策を実施しています。

申請期限が間近に迫った

支援策があります。まだ手続きをされていないかたは期限内に申請をしてください。

○居住関係経費（解体（除却）、撤去、整地費など）

※物品の購入費・修理費には指定がありますので、ご相談ください。

支援金

災害の程度、世帯の収入に応じて37万5000円～300万円

○生活関係経費

○居住関係経費

対象世帯

全壊、大規模半壊

対象経費

○生活関係経費（生活再建に必要な物品の購入費と物品の修理費など）

被災者生活再建緊急支援事業

対象世帯

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水

対象経費

住宅の解体（除却）、撤去、整地費、物品の購入費、物品の修理費

※物品の購入費・修理費には指定がありますので、ご相談ください。

補助金の額（使った費用の4分の3）

災害の程度、世帯主の収入に応じて15万円～100万円

申請期限

平成17年2月28日(月)

貸付金

生活福祉資金貸付金（住宅資金および災害援護資金）

対象世帯

被災した低所得者世帯
災害の程度に応じて、150万円～350万円

貸付利率

年3%（償還後、利子補給されます）

申請期限

平成17年3月28日(月)

問合せ

西条市庁舎社会福祉課総務福祉係（内線2323）

ヘリコプターによる災害地域視察の参加者募集

昨年9月から10月にかけて相次いで襲来した台風は全国各地に大きな傷跡を残しました。市内においても尊い人命が失われるなど、過去に例のない被害をもたらしました。私たちは、こうした災害から受けた教訓を忘れることなく、今後の防災対策に生かしていく必要があります。

そこで市では、市民の皆さんに災害の状況を再認識いただき、防災意識の向上と災害復旧事業に対するご

理解をいただくため、ヘリコプターによる災害地域の視察を行います。市民の皆さんの参加を募集します。内容 上空から災害地域を30分程度視察

実施予定日

3月12日(土)・13日(日)

募集人員 20人程度

※応募多数の場合は抽選で決定します。

募集期限 2月25日(金)

問合せ 西条市庁舎交通防災係（内線2126）

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

農業委員会委員選挙の有権者は、毎年1月1日現在の申請等によってその資格を調査して選挙人名簿に登録し、3月31日に確定しています。今回、この名簿に登録する機会を失うと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。

があり、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人、もしくはその同居の親族またはその配偶者で、1年に60日以上耕作に従事する人

縦覧期間

2月23日(水)～3月9日(木)

8時30分～17時

縦覧場所

西条市庁舎別館2階 選挙管理委員会事務局

登録資格

昭和60年4月1日以前に生まれた人で、市内に住所